

札幌市にとってのテレビ塔設置の意義を考える
～最新受け入れ特定重要公文書をもとに～

おわりに：テレビ塔設置の意義を考える

〈誤〉

第二に、テレビ塔の下部が SRC 構造である点については、STV の鉄塔利用に伴う補強工事に因る。市は、会社やNHKと共にSTV の新規参入を受け入れる立場として、しかし塔体自体は本稿第1章で述べた通り会社と NHK の共有であるため、主に地権者として関わった。このことは市に直接的な利益をもたらすものではないが、日本コンクリート学会で認知されているように歴史的建築物としての意義や、いわゆる“トリビア”的なテレビ塔への付加価値を与えるものとなった。

第三に、開業当時にはなかった時報装置がテレビ塔に設置されたことについては、当初案は北海道に許可されず、修正案によって許可・設置に至った。ここでの市の関わり方は、許認可者でも塔共有者としてでもなく、立会人としての関わり方にとどまった。

〈正〉

第二に、テレビ塔の下部が SRC 構造である点については、STV の鉄塔利用に伴う補強工事に因る。市は、会社やNHKと共にSTV の新規参入を受け入れる立場として、しかし塔体自体は本稿第1章で述べた通り会社と NHK の共有であるため、主に地権者として関わった。このことは市に直接的な利益をもたらすものではないが、日本コンクリート工学会で認知されているように歴史的建築物としての意義や、いわゆる“トリビア”的なテレビ塔への付加価値を与えるものとなった。

第三に、開業当時にはなかった時報装置がテレビ塔に設置されたことについては、当初案は北海道に許可されず、修正案によって許可・設置に至った。ここでの市の関わり方は、許認可者でも塔共有者としてでもなく、立会人としての関わり方にとどまった。